

税のお知らせ

●税の申告・相談はお早めに

住民税（市・道民税）と所得税の申告の受け付けと相談を下表のとおり行います。教育文化会館での受け付けは、2月29日(金)で終了しますので、お早めに申告をしてください。なお、会場は駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

注）北区内では所得税還付申告の特設会場を設置していません。札幌北税務署または、教育文化会館にお越しください。

区分	住民税（市・道民税）の申告		所得税の還付申告 （給与所得者・年金受給者のみ）		所得税の確定申告	
	1	2	3	4		
会場	北区役所2階第1会議室	篠路出張所2階会議室 （篠路まちづくりセンター） ※エレベーターはありません	教育文化会館3階 （中央区北1西13）	札幌北税務署 （北31西7）		
期間	3月3日(月) ～17日(月)	3月10日(月) ～14日(金)	2月1日(金) ～29日(金)	～3月17日(月)	2月18日(月) ～3月17日(月)	
	※土・日・祝日は休みです。 ※教育文化会館では、2月12日(火)、2月25日(月)は閉館日のため、受け付け・相談を行いません。			※通常、土・日曜日は休みですが、2月24日と3月2日の日曜日に限り、申告の受け付け・相談を行います。		
時間	午前8時45分～午後5時15分	午前9時30分～午後0時15分 午後1時～4時30分	午前9時30分～午後4時	午前9時～正午 午後1時～5時		
詳細	課税課市民税係 ☎ 北区役所内線282～288、297、510		札幌北税務署 ☎ 707-5111			

※詳しくは本誌28ページに掲載しています。

※源泉徴収税額のある方で所得税の精算（年末調整など）がお済みでない方は、所得税の申告対象者です。

※3～4の会場では、提出される申告書の計算内容の確認は行っていません。

※札幌北税務署では、多くの相談スペースを確保するため、立ち席カウンターで申告書の記載をお願いしています。

■児童クラブ開設の児童会館

児童会館名	所在地	電話番号
幌北	北17西6	727-6225
エルムの森	北27西12	737-3974
新川	新川4-11	764-3664
新川中央	新川3-3	762-8433
新琴似	新琴似11-7	761-7501
新琴似西	新琴似9-13	762-6632
光陽	新琴似6-12	765-6141
屯田	屯田5-6	772-7130
屯田北	屯田8-7	788-8122
太平	太平8-7	771-6324
篠路	篠路4-9	772-9292
篠路西	篠路6-4	771-2191
百合が原	百合が原9	774-2050
あいの里	あいの里1-3	778-3755
あいの里ひがし	あいの里3-7	778-2358
白楊小ミニ	北24西7	717-5562
新琴似南小ミニ	新琴似1-3	762-3666
拓北小ミニ	あいの里2-1	299-8868
※新琴似小ミニ	新琴似7-3	※4月開設予定

児童クラブなどのご案内

留守家庭のお子さんのために児童クラブなどを開設しています。詳しくは本誌25ページをご覧ください。

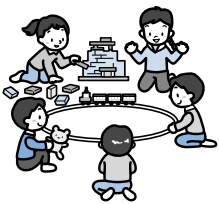
※「新琴似小ミニ児童会館」は平成20年4月開設予定です。入会方法が異なりますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

■詳細：市子ども未来局子ども企画課 ☎ 211-2982

■児童育成会（民間施設）

育成会名	所在地	電話番号
ひろっぱクラブ（児）	北13西2	727-6325
どろんこクラブ（児）	北16西4	737-3352
（共）つくしんぼクラブ	北30西9	709-0085
（共）スタート	北35西10	717-8864
イルカ（児）	新川4-17	762-7370
太平やまびこクラブ（児）	太平11-2	773-2035

※（共）は共同児童保育所、（児）は児童育成会の略



※各施設の所在地・電話番号は「きた4ページ」をご覧ください。

広告